

## よくある質問 FAQ 集

### Q: お世話になっている家主さんとの関係が悪くなるのでは…？

A: 全く心配いりません。家主さんと良好な関係を維持しつつ、減額を達成できるノウハウがございます。家主さんにもメリットを感じて頂いております。

### Q: 契約書で契約期間や賃料が明記されているのに改訂が可能なのですか？

A: 借地借家法(民法)でも賃料改定は正当な権利として認められ、どのタイミングでも可能です。

### Q: 自社でも交渉は可能ですか？

A: 直接交渉は可能です。しかし、適正家賃の算出方法や、大家さんとの関係を壊さずに、交渉するのは大変デリケートなものです。私どもにお任せ頂ければ、お支払い頂く報酬以上のメリットを出します。

### Q: コンサルティング費用はどの程度になりますか？

A: 私どもは完全成果報酬制で、初期診断費用や交渉費用など全て弊社負担で行います。お客様には減額改訂になった場合のみ、実行後に減額分の中より弊社既定の手数料をご請求いたします。また成立後に家賃が再び上げられる事もございません。(成立後3年間保証)

### Q: 賃料減額の下げ幅はどの程度になりますか？

A: 物件の状況、地域などによって若干差がありますが、10%~30%の減額実績がございます。しかも90%以上の成功例を誇っています。(2010年8月末実績)

### Q: 保証金の返還も可能と有りますが、入居中でも可能なのですか？

A: 可能です保証金はいくまでも「預けているお金」です。通常は撤去時にしか戻りませんが、預けていても利息のつかない資金です。まとまった資金が戻る事により(資産流動化)、新たな事業展開が可能となります。

### Q: 個人情報、会社情報は…？

調査家庭でおききした情報や診断書の内容は、適正賃料査定のために利用され、決して外部へ漏洩する心配はございません。お客様のプライバシーは個人情報保護法により守られております